

地域資源の保全と活用に向けた歴史まちづくりや景観行政に関するワーキンググループ
とりまとめ

地域の再生に向けた景観・歴史・文化の積極活用

～景観・歴まちの新展開（景観・歴まち 2.0）～

-目次-

はじめに

第1章 歴史まちづくりの裾野拡大による地方の魅力向上

- (1) これまでの歴史まちづくりの成果と課題
- (2) 重点区域の要件となる文化財類型の拡大
- (3) 歴史まちづくり行政の運用の改善等
- (4) さらなる検討や取組が求められる事項

第2章 景観行政団体間の連携による広域景観の保全

- (1) これまでの景観保全の成果と広域景観保全の課題
- (2) 広域景観の保全に向けた都道府県の役割の拡大

第3章 エリアリノベーションによる景観再生と地方への投資拡大

- (1) 人口減少地域が抱える課題とエリアリノベーションの可能性
- (2) 景観エリアリノベーションを進める制度の創設

おわりに

はじめに

- ・景観・歴史・文化といった地域資源を保全・活用するまちづくりについては、高度経済成長期やバブル期を経てその重要性が認識されるようになり、各種制度の整備が進んできた。平成15年に国土交通省が決定した「美しい国づくり政策大綱」等を踏まえ、平成16年に規制法たる景観法が制定された。続いて平成20年には古都保存行政の理念の全国展開を図るため、支援法たる歴史まちづくり法が制定された。
 - ・それから約20年が経過し、全国の様々な地域において景観・歴史・文化資源を保全・活用するまちづくりの取組が成果を出し、地域の魅力の向上とシビックプライドの醸成や観光振興に大きく貢献してきた。
 - ・一方で、この間、東京一極集中をはじめ、大都市圏への人口や経済機能、訪日客の集中の傾向は止まらず、地方への投資は細り、人口減少や高齢化に伴う地方都市の各地域の疲弊が著しい。景観・歴史・文化資源は、活発な経済・社会活動などの営みが行われることで形成され、持続的に保たれていくものであるが、地方の疲弊によって、我が国の各地域における当該資源の保全は危機的な状況にある。
 - ・こうした課題を解決するため、再び地域の魅力を高め、地方への人の流れを取り戻す方策が求められている。
-
- ・都市行政全般においても都市再生等に関する制度が充実してきた中で、景観・歴史・文化資源を保全・活用するまちづくりは、近年さらにその重要性が増している。国土交通省都市局においては、令和6年11月から令和7年4月にかけて「都市の個性の確立と質や価値の向上に関する懇談会」を開催し、新しい時代の都市再生のあり方について議論を行った。5月に公表された中間とりまとめでは、都市の個性と質や価値に着目し、大都市と地方都市が連携しながら、中長期的に持続可能な都市の再生を図る観点から、「地域資源の保全と活用によるシビックプライドの醸成」が取り組むべき施策の1つとされ、「歴史まちづくり行政の裾野の拡大」や「広域的な景観の保全」、「既存ストック活用の促進」について検討の必要性が指摘された。
 - ・これらの背景を踏まえ、国土交通省都市局公園緑地・景観課では、景観法全面施行から20年が経過した節目のタイミングで、地域資源を保全するだけでなく、より積極的に活用するため、法制度や施策を含めて、歴史まちづくり行政と景観行政の新展開に向けた見直しを図ることとした。
 - ・検討にあたっては、「地域資源の保全と活用に向けた歴史まちづくりや景観行政に関するワーキンググループ」を設けて令和7年8月から12月にかけ計5回の会議を開催し、歴史まちづくり行政、広域景観行政、景観エリアリノベーションの3つのテーマを中心にして、学識経験者、地方公共団体や地域でまちづくりに取り組む民間団体等とともに議論を重ねた。本とりまとめは、ワーキンググループにおいて議論された内容を踏まえて、今後のあり方をとりまとめたものである。

第1章 歴史まちづくりの裾野拡大による地方の魅力向上

(1) これまでの歴史まちづくりの成果と課題

- ・我が国では、平成20年に制定された歴史まちづくり法（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）に基づき、これまで各地域において歴史まちづくりが進められてきた。本法では、歴史的風致の維持・向上を図るためのまちづくりを推進したい市町村が作成した歴史まちづくり計画（歴史的風致維持向上計画）を国が認定し、重点的に支援する仕組みが位置付けられている。歴史まちづくり計画の認定を受けた都市は法施行後着実に増加し、令和7年7月には全国で41道府県100都市に達した。
- ・歴史まちづくり計画認定都市においては、市町村内でまちづくり部局と文化財部局が連携し、地域の歴史・文化資源を活かしたハード・ソフト両面の取組を国の重点的な支援のもとで積極的に進めており、地域の活性化、交流人口の増加や観光振興につながっている事例が多くみられる。
- ・歴史まちづくりは、単に歴史的建造物を保全するだけでなく、その周辺の歴史的なまちなみ、さらには伝統産業、伝統芸能や祭り等も含めて継承・活用を図りながら、住民のシビックプライドや地域全体の魅力を向上するものであり、人口減少下において地方創生の中核として期待されている。
- ・また、我が国へのインバウンド観光客が近年増加する中、歴史・文化資源を活用したまちづくりを通じて、国内外からの観光客の誘客を図るとともに、域外から稼ぐ力を高めることも期待されている。
- ・地域資源の中でも歴史・文化資源は地域それぞれで替えの利かない個性そのものであり、これを伸ばし、活かしたまちづくりをすることで、さらなる地域活性化や観光振興等に寄与することが期待される。地域資源を活かしたまちづくりを進める上で、今後も、歴史・文化を活かしたまちづくりを一層進めていくことが重要である。
- ・加えて、歴史まちづくり計画の作成のプロセスにおいては、文化財指定の有無を問わず有形・無形の歴史・文化資源を幅広く把握・整理し、それらを相互の関係性の中で、維持向上すべき歴史的風致として統合的に位置付け、広く知らしめることによる機運醸成の効果が期待されるとともに、中長期的に歴史まちづくりを市町村として推進する体制が構築されるといった効果も見込まれる。
- ・以上を踏まえると、歴史まちづくり法を活用し各地域において歴史まちづくりが進展することには大きな意義があり、国として、歴史的風致を有する多くの市町村による歴史まちづくり計画の作成をさらに促していくべきである。
- ・一方で、現状では、歴史まちづくり計画において重点的に施策を推進する「重点区域」を設定するにあたり、同区域に国指定・選定の重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地、重要伝統的建造物群保存地区内の土地の区域、以下同じ）を含むことが要件となっている。しかし、計画認定都市が100都市を超え、歴史まちづくり法の全国への普及が進む中で、歴史まちづくりに取り組む意欲を持つ市町村が当該制度を

活用できない場合が生じていることも明らかになった。また、既に歴史まちづくり計画を作成し認定されている市町村においても、新たな重点区域を設定し、歴史まちづくりを推進しようとする場合に、国指定・選定の重要文化財等が所在しないことからこれが困難となる場合がある。

(2) 重点区域の要件となる文化財類型の拡大

- ・歴史まちづくり法を活用できる地域の裾野を拡大するため、歴史まちづくり計画の重点区域に含む要件となっている文化財類型については、拡大することが適当である。拡大の対象としては、国の価値づけがあるもの、あるいは地域において規制措置が講じられているものが考えられる。具体的には、重要文化的景観、登録文化財、地方公共団体指定文化財といった文化財が考えられる。
- ・類型を拡大することで、現時点では要件を満たす文化財を有しないが歴史的風致の維持及び向上を図る意欲を有する市町村においても、計画を作成し歴史まちづくりを進めることができる。
- ・また、既に計画を作成している市町村でも、重点区域を追加で設定できる可能性が広がり、これまでに文化的な価値が十分評価されてこなかった小規模集落や村落等の地域においても、その特性を生かした歴史まちづくりのさらなる展開が期待される。
- ・さらに、歴史まちづくりに関する機運が各地で醸成され、取組が活発化すると、将来的には、文化的に価値のある建造物等の保存・活用が進み、その成果を踏まえて文化財指定が進むことも期待される。
- ・一方で、新たな類型を核とした重点区域を含む計画の認定にあたっては、歴史まちづくり法の趣旨に整合しない形で無秩序に対象が拡大されないよう、国が認定し重点的に支援することが適當と認められる計画であることを今まで以上に確認することが必要である。このための留意点については制度の運用（国の基本方針（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針）や法運用指針、計画作成マニュアル等）において対応を検討していくことが求められる。
- ・新たな類型を核とした重点区域を含む計画の認定の際には、当該文化財が地域の歴史的風致の核となっていることを十分確認する必要がある。具体的には、伝統的な活動も含めた市街地環境を形成する重要な要素となっているということであり、確認に使用する素材としては、文化財保存活用地域計画や世界遺産、日本遺産等での位置づけを参照して確認することが考えられる。
- ・また、歴史まちづくり計画は概ね5年～10年という一定の計画期間を設定し事業を記載するものであり、重点区域の核となる文化財がその計画期間中に滅失する恐れがないことを十分確認する必要がある。特に、国登録有形文化財建造物については現状変更が届出制となっており、許可制をとる国指定重要文化財等とは規制の仕組みが異なるため、滅失を防ぐ観点から、景観法に基づく景観重要建造物の指定も受けていることを認定の要件とすることが考えられる。

- ・なお、計画作成の際には、市町村が、核となる建造物等の所有者やその後継者、管理者、その他の関係者に対し、歴史まちづくりにおけるその保全・継承の意義について十分理解を得ておくことが望ましい。
- ・文化的景観については、必ずしも範囲内に建造物及び市街地が存在するとは限らないが、「歴史的風致」の法律上の定義から、範囲内に歴史上価値の高い建造物及び市街地の存在は必須となるため、それらが存在することも確認する必要がある。

(3) 歴史まちづくり行政の運用の改善等

- ・歴史まちづくり法が制定されて 17 年が経過し、歴史まちづくり計画の運用も積み重なってきたところであり、見直し・改善を進めるべきである。
- ・歴史的風致の維持向上を図る区域でも、高さや形態、意匠において景観を阻害する建築物等が立地し歴史的風致の維持に支障をきたす事例も生じており、歴史まちづくり計画の重点区域においてはまちなみ規制（都市計画法の高度地区や景観地区、景観法の景観計画重点区域等）を原則として設けることが望ましいと考えられる。
- ・一方で今後歴史まちづくりの裾野を拡大し一層の活用を図るために運用の柔軟性を高めることも望ましい。
- ・「歴史的な建造物」として捉えられる範囲については、現在、建築物にとどまらず、遺構、庭園等、人工的なものを総称したものとして運用しているが、人工物が土地に定着しているのみならず、人の手が加わった土地まで広く対象とし得ることが考えられる。
- ・歴史的風致を構成する伝統的な活動の範囲については、50 年以上の歴史があることを認定の条件として運用しているが、歴史的風致を形成する伝統的な活動には、古くから続く祭礼行事のみならず、歴史的建造物を活用した継続的な活動（維持管理に関わる活動やイベント、歴史上の人物の顕彰活動等）も含まれる。これらについては、50 年未満であっても、例えば 20 年程度継続して地域に定着した活動として実施されれば対象とし得ることが考えられる。また、屋内が主たる活動であっても、屋外にそれが表出するものがあれば対象とし得ることが考えられる。
- ・以上のこと踏まえれば、歴史的に重要な建造物やその周辺市街地とそこでの活動が一体となって地域の歴史的風致を形成していることが説明できるか、不足なく確認していくことが必要である。
- ・歴史まちづくり法の各市町村における運用については、従前よりまちづくり部局と文化財部局の連携を促しているところではあるが、特に都市計画・景観・都市公園及び文化・文化財等の分野を横断する連携が重要であり、基本的に都市計画法・景観法・都市公園法等を所管するまちづくり部局、あるいは文化財保護法を所管する文化財部局が主となって担い、連携を図ることが望ましい。
- ・また、国の各種施策において関係省庁との連携を深めていくべきである。特に、文化財保護法に基づき市町村が作成する「文化財保存活用地域計画」については、その目的は異なるものの、関連性は深く、基礎情報については歴史まちづくり計画と

共有できる内容となる。既に文化財保存活用地域計画が作成されている場合には、歴史まちづくり計画にその記載事項を引用しつつ、両計画の整合を高めていくことが望ましく、これにより、市町村の負担軽減を図ることも期待できる。なお、その際にも、文化財保存活用地域計画で捕捉しきれていない歴史・文化資源の把握に努めるべきである。

- ・歴史まちづくりにより地域の歴史文化を継承しながらその魅力を高める中で、地域の観光振興につながる場合も多い。既に観光分野でも地域資源を活用した観光まちづくりが進められているが、こうした施策において、国レベルでも市町村レベルでもまちづくり部局と観光部局が一層連携を深めて取組を進めていくべきである。
- ・さらには、国から市町村に対して、歴史まちづくりに関するノウハウ提供、好事例の周知や財政面等の必要な支援なども引き続き進めていくべきである。
- ・既に歴史まちづくり計画を作成して取組を進めている市町村に対しても、その取組の質が高められ効果的なまちづくりが行われるよう、制度面や財政支援等の必要な支援措置を講じることが必要である。

(4) さらなる検討や取組が求められる事項

- ・地域の担い手が減少し、行政の体制・財政も厳しい状況にある中で、今後、歴史・文化資源をより積極的に活用していくためには、歴史的風致維持向上支援法人地域住民、民間事業者等の多様な主体が担い手として関与し、行政を含む官民の協働によって歴史まちづくりの取組を推進していくことが求められる。加えて歴史的風致は地元住民や事業者の営む生業も構成要素であり、これらの継承・発展にもつなげる必要がある。
- ・このためには、例えば、好事例の収集・展開、関係するノウハウの提供や、担い手人材の育成への支援、市町村と担い手人材のマッチングや現場の人材同士が繋がるためのネットワーク構築への支援を実施していくことが考えられるが、具体的な手法についてはさらなる検討が求められる。その中では本ワーキンググループで検討された景観エリアリノベーション（第3章）を具現化していくことも重要である。さらには、民間事業者の資金調達をより容易にする等の、民間活力が積極的に導入されるための仕組みも検討課題である。
- ・また、まちづくりの担い手の土壤を豊かにする観点からも、引き続き「歴史まちづくり」の国民への普及啓発・理解の促進を進めるべきである。今までの歴史まちづくりの成果を整理し国民や市町村に積極的に発信することはもちろん、そのほかの効果的な手法についても継続的に検討を進め取り組んでいくべきである。

第2章 景観行政団体間の連携による広域景観の保全

(1) これまでの景観保全の成果と広域景観保全の課題

- ・景観法については平成17年の全面施行から20年が経過し、全国で675の景観行政団体により景観計画が策定され、地域固有の資源の保全・活用に向けて、景観形成の規制・誘導が進められている。
- ・現行法では、市町村が景観行政団体となる場合、それが独立して景観行政を担うため、山並みや湾岸など複数の市町村域及び都道府県域にまたがる自然景観等では、景観形成基準等の足並みが揃わず、広域的な景観の保全が困難となっている事例が散見される。
- ・広域的な景観を保全するため、都道府県が景観行政団体である市町村間の景観行政を調整することが望ましいが、現行法では、都道府県による調整・支援に関する制度的な事務権限が付与されていないため、市町村間の調整や広域的な支援を通じた関与には限界があり、制度運用上の実効性は限定的である。

(2) 広域景観の保全に向けた都道府県の役割の拡大

- ・広域景観行政の足並みが揃わない要因は、地域毎の様々な事情により異なるところであるが、関係する市町村の間で事前に協議がされ、価値観や課題が共有されていることが望ましい。
- ・これを踏まえ、広域的見地に立って景観保全を進めていくため、関係市町村間での連携強化や景観の一体的な保全に向けた都道府県による調整の促進に要する措置を講ずることが考え得る。
- ・具体的には、広域景観保全に関する基本的な方針の作成の促進、都道府県と関係する市町村で構成される調整会議の活用の促進、都道府県による市町村間の調整機能の明確化等の措置が考えられる。
- ・また、近年の小規模市町村を取り巻く社会情勢等を鑑みると、単独の市町村では景観行政団体として実務的なスキームを構築することが困難な場合も見られるため、景観行政団体としての全ての事務又は一部の事務（例えば、景観計画を策定していない景観行政団体における計画作成事務など）を都道府県に返還することも選択肢として、個別の地域事情に応じて柔軟に都道府県・市町村間の役割分担の見直しを図ることができる環境を構築することが望ましい。
- ・広域景観を保全する上で、リソースやノウハウが少ない市町村に対して、都道府県が主体となり勉強会や意見交換会を開催するなど、人材育成・能力形成を目的とした支援を促進することが望ましい。
- ・広域景観を形成する森林区域や港湾区域などは、国や都道府県が管理を所管していることも多く、市町村だけの判断では、景観計画上で制限をかけられないケースも散見されるため、このような観点からも、都道府県による調整・支援が有効に機能するような状況が整えられることが期待される。
- ・これらの都道府県による制度運用に際して、二重行政の発生や過度な事務負担の

増加などにより、市町村における景観行政の主体性や実効性が損なわれることが無いよう留意する必要がある。

- ・都道府県の屋外広告物条例が適用されている市町村域においては、景観行政団体である市町村が規定する景観形成基準の内容と、屋外広告物の制限の内容の調整が適切に図られすることが求められる。
- ・隣接する景観行政団体間で調整する場合において、その調整対象に都道府県が景観行政団体となる区域が含まれるときは、当該区域の市町村も含めて議論されることが望ましい。
- ・規模によって、都道府県を越えて形成する広域景観もあり、このような場合においては、関係する都道府県間で調整されることが望ましい。
- ・都道府県と関係する市町村で構成される調整会議にあたっては、景観行政の枠内だけの議論で完結させるのではなく、環境分野や防災分野、観光分野等の関連する課題についても議論されることが望ましい。
- ・再生可能エネルギー施設等の大規模工作物に対する対応については、景観法だけではなく関係法令との連携についても周知が図られる必要がある。また、大規模な公共施設についても、影響する都道府県や市町村との間で、広域景観の調整が丁寧に行われるよう周知が図られる必要がある。
- ・景観行政団体としての一部もしくは全ての事務を都道府県に返還することについて、現在、景観行政団体になろうとしている市町村の取り組みを後退させないよう留意する必要がある。そのため、都道府県と市町村との十分な協議を前提とした上で、どのような場合に、どの範囲の事務を都道府県が担うことが適当であるのか等についての考え方を、都道府県があらかじめ明確に示すことが求められる。

第3章 エリアリノベーションによる景観再生と地方への投資拡大

(1) 人口減少地域が抱える課題とエリアリノベーションの可能性

- ・地方都市などの人口や来訪者の減少している地域においては、建築物所有者の高齢化や遠隔居住、建築物の老朽化が要因となって、物件の活用意欲が低下し、良好な景観が損なわれている状況である（シャッター商店街、老朽化した温泉街等）。
- ・このような低未利用となっている地域では、景観法に基づく規制誘導を中心とした施策のみで良好な景観を創出することは難しい。
- ・他方、近年、民間のまちづくり会社等が、所有者から物件を借り受け、リノベーションを特定のエリアで取り組む事例が生まれてきているが、当該まちづくり会社等の地縁が乏しく、再生実績が少ない初期の段階では、所有者からの信用を得て物件を確保するのに苦労している状況がうかがえる。

(2) 景観エリアリノベーションを進める制度の創設

- ・地域固有の魅力となる景観を保全・創出していくため、現行の景観法による規制

誘導的手法に加え、施設の改修・利活用等による特定エリアのリノベーションにも取り組んでいくことが望ましい。

- ・その際には、現行制度に基づき市町村等による景観行政を補完・支援する法人として指定される景観整備機構等の第三者が、所有者に代わり、期間を区切って建築物等の改修・利活用促進等に取り組むことができる制度を創設し、市町村が定める景観計画と調和しながら、景観の再生を進めていくスキームが必要と考えられる。
- ・具体的には、景観計画において、景観エリアリノベーション（所有者に代わり、期間を区切って建築物等の改修・利活用促進等に取り組み、既存建築物群の連鎖的再生を通じて、面的に良好な景観を創出し、賑わいにつなげる仕組み）を行う区域や、将来の景観像、事業実施方針等を規定することが想定される。
- ・これに関連し、民間活力を最大限活用するため、景観整備機構の指定対象に景観エリアリノベーションを行う民間法人を追加することを検討する必要がある。
- ・そして、景観整備機構は建築物所有者と、契約内容や建築物の利用・改修等に関する事項を規定する再生協定を締結し、景観行政団体の認可を受けることで、所有者からの信用を得られやすくすることが期待される。
- ・景観エリアリノベーションを進めるにあたっては、景観行政団体が将来のビジョンを明確に示すことが重要である。そのため、関係者が取組の意義や進め方を十分に理解できるよう、重要性や具体的な手法について周知を図る必要がある。
- ・制度活用及び官民連携の活性化のため、全国的に機運を醸成する組織体をつくり、ノウハウを蓄積・共有するとともに、地方都市の民間事業者と全国的な民間事業者をマッチングすることを支援する仕組みの構築に向けて検討する必要がある。
- ・景観計画の策定にあたっては、景観エリアリノベーションを行う区域と、重点的に景観形成基準を定める重点地区を連携・整合させることを検討することが望ましい。
- ・空家等対策の推進に関する特別措置法や都市再生特別措置法、歴史まちづくり法などの既存の他法制度や、全国版空き家バンクなどの既存の施策に対して、連携や補完の仕組みが丁寧に検討される必要がある。
- ・空家等対策の推進に関する特別措置法の制度を並行して活用するなど、運用面や資金面を踏まえ、他法令との適切な連携を促進することが望ましい。
- ・景観エリアリノベーションの実効性を高めるためには、景観整備機構への資金調達支援も重要な要素であることから、補助制度や税制措置についても検討するとともに、景観行政団体から景観整備機構への支援手法等についても適切に周知されることが望ましい。
- ・各地で普及啓発活動を実施している景観整備機構の従前の活動も重要であることから、景観整備機構として景観エリアリノベーションを実施する民間法人を追加するにあたって、双方がそれぞれに活躍できるよう、分かりやすい役割分担を検討して明確にする必要がある。また、事業に合わせて活用すると有効と想定される、現行法における景観整備機構の事務権限（景観協議会の組織、管理協定等）

についても、適切に周知される必要がある。

- ・景観整備機構や事業の信用性を高めるためには、継続的かつ適切な景観行政団体による監督が求められることから、有識者を含めた外部組織の活用などの体制づくりについても、適切に周知されることが望ましい。

おわりに

- ・本ワーキンググループが提示した方向性の実現に向け、国において、順次制度や運用の改正に向けてより具体的な検討や取組を進めるべきである。
- ・制度や運用の改正がなされた場合、その内容を全国の地方公共団体や国民に周知し、その活用を促進するとともに、全国各地域での取組がどのように進むかの把握をしっかりとを行い、フォローアップや必要に応じた見直しを進めていくことが求められる。
- ・本ワーキンググループでは大きく3つのテーマを中心にして議論を進めてきた。実際に地域資源を活かしたまちづくりを進める中では、必要に応じて歴史まちづくり施策と景観施策の連携はもちろん、都市行政と文化財行政、さらには観光行政等との連携をとって総合的に進めていくことが重要である。
- ・地方都市における人口減少と地域の疲弊をはじめとした問題意識から、本ワーキンググループでは、景観法と歴史まちづくり法の制度や運用の改正、充実、普及などを通じて、景観・歴史まちづくりが第2ステップとして展開する「景観・歴まち2.0」の始動に向けた議論を精力的に行い、「地域の再生に向けた景観・歴史・文化の積極活用」を提言するところである。
- ・すなわち、景観・歴史・文化資源を保全するだけにとどまらず、これらの再生や活用に積極的に取り組むことで、地方都市を中心とした各地域の持続性を高めていくために再び投資を呼び戻し、シビックプライドを高め、移住・定住・二地域居住の拡大、そして増加する訪日客をはじめとする地方誘客の促進といった効果が発現していくことを強く期待するものである。なお、本提言において十分に取り上げることのできなかったテーマもあり、それらについては今後の検討課題である。

**地域資源の保全と活用に向けた歴史まちづくりや景観行政に関するワーキンググループ
委員名簿**

(敬称略)

【委員】

委員長 浅野 聰	國學院大學 観光まちづくり学部 教授 三重大学大学院 工学研究科 协力研究員（リサーチフェロー）
越澤 明	北海道大学 名誉教授
下間 久美子	國學院大學 観光まちづくり学部 教授
窪田 亜矢	東北大学大学院 工学研究科 教授
恵谷 浩子	奈良文化財研究所 文化遺産部 景観研究室長
川原 晋	東京都立大学 都市環境科学研究科 教授
舟引 敏明	宮城大学 名誉教授

【オブザーバー】

農林水産省 農村振興局 農村計画課
環境省 自然環境局 国立公園課
文化庁 文化資源活用課
観光庁 観光地域振興部 観光資源課

【関係部局】

国土交通省 都市局 まちづくり推進課

【事務局】

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

地域資源の保全と活用に向けた歴史まちづくりや景観行政に関するワーキンググループ 開催経緯

第1回 令和7年8月8日（金）15:00～17:00

（テーマ）

景観・歴史まちづくり行政の振り返り

歴史まちづくりの裾野の拡大

第2回 令和7年8月26日（火）15:00～17:00

（テーマ）

これまでの広域景観保全に関連する取組と課題

（臨時委員）

三橋 一仁 盛岡市 都市整備部 景観政策課 課長

高野 剛 大分県 土木建築部 都市・まちづくり推進課 課長

第3回 令和7年9月22日（月）14:00～16:00

（テーマ）

地域が抱える課題とエリアリノベーションの可能性

（臨時委員）

市原 正人 株式会社ナゴノダナバンク 代表取締役

清水 義次 株式会社アフタヌーンソサエティ 代表取締役

第4回 令和7年10月9日（木）16:00～18:00

（テーマ）

歴史まちづくりの裾野拡大について

歴史まちづくり法の運用等のあり方について

（臨時委員）

高橋 雄一 白石市 建設部 都市創造課 課長

伊藤 晓 秩父市 文化財保護課 課長

第5回 令和7年12月8日（月）10:00～12:00

（テーマ）

今後の歴史まちづくり行政について

今後の景観行政について

とりまとめ（案）について

とりまとめ公表 令和8年2月